

平成 30 年度 第 5 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 8 月 20 日(月) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 非農地証明について

第5 その他

○ 出席農業委員（10 名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子

5 番二本木俊二 6 番大村理之 8 番田代和秋 9 番深野政勝

10 番原田和徳 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（8 名）

河村博幸、井上清澄、流理森、湯淺憲昭、仲津和法、吉岐和功

階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度、第 5 回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。先日 8 月 6 日の浜田地区農業委員会協議会・研修会に、ご参加頂きありがとうございました。また、今月から毎年のように農地利用状況調査で、皆さん暑い中を調査されているかと思います。くれぐれもお体に気を付けて調査をして頂きたいと思います。それでは、ただ今より、平成 30 年度、第 5 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は山本委員と

崎谷推進委員と佐々木要推進委員から欠席の報告がありました。まだ、お見えになっていない方がおられますが、遅れて来られるかと思います。なお、出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解を頂きましたので、2番 山田委員、3番 藤井委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第4条

《 桜江町市山 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。場所は位置図の1ページをご覧ください。農地の所在は、●●●●、登記簿現況ともに田です。面積は●●●●㎡です。申請人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●業の方です。転用目的は個人住宅敷地です。転用理由は個人の居宅の敷地として使用したいということです。申請人は本人で、担当委員は田代委員です。工期は昭和●●年に既に宅地となっており、これは始末書が付いております。なお平成30年8月1日に●●●●から分筆されています。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

8番委員 場所ですが、位置図の1ページをご覧ください。地図上の右上は川戸方面で、主要地方道桜江金城線の下側は長谷へ行く方向です。江尾橋から長谷方面へ300mくらい進みますと●●●●建設がありまして、そこから右側へ上がった所がこの●●●●さんの道になります。この上がって行く所は●●●●という集落です。この道をずっと上がって行きまして最後の突き当たりの家が、今回の申請をされた●●●●さんの自宅になります。ここに書いてありますように、昭和●●年、この周りは圃場整備が済んでおりまして、今回見させて頂いたら

昔から言うと、かさ上げを既にされているような状態で、周りは全部圃場整備が済んでおりまして、昭和●●年に工事をされたみたいですが、どうしてここだけが田で残っていたのか私も不思議でなりませんけれども、周りは既に宅地になっております。たぶん分かったのは今回の相続登記の関係で、ここが田だったということが分かったのではないかと思います。もう既にこの境が宅地と引っ付いておりまして、筆数が分かれていたのだと思います。先程も話されたように合筆されたと思いますが、ここだけがどうも残ったみたいで今回の申請に至ったのだと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は同じく 2 ページをご覧ください。場所は位置図の 2 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、面積は●●●㎡です。同じく●●●●番、面積は●●●㎡です。同じく●●●●、面積は●●●㎡です。全て登記簿現況ともに畑です。申請人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●業の方です。転用目的は共同住宅ということです。転用理由は共同住宅を建築するということです。申請人は本藤行政書士さん、担当は佐々木英夫委員です。工期は許可の日から●●●●です。顛末書が付いております。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の 2 ページをご覧ください。現地は県道浅利渡津線沿いで、江津バイパス東口から約 700mの所にあります。周辺は創価学会江津文化会館、江津清和養護学校等があります。ま

た、今回の場所の前は●●●●社会保険労務士事務所があります。●●のバス停がありますが、現在は●●●●とバス停表記になっていました。左手の方にはＪＲ山陰本線、それから太い道は国道９号線です。その側には若女食品、消防署、その下の方は現在変わっておりまして葬儀場とローソンポプラになっており、それが並んでいる通りであります。ご覧のように今回の場所は、家が４棟建っていました。●●●●さんご本人、あるいは行政書士の●●●●さんの方にお聞きしました。●●●●さんからはこの４棟は、戦後間もなく建てられていたと言われておりました。その内の奥の２棟は長屋で、手前が一戸建てで、その下の建物が倉庫となっています。奥の長屋は賃貸で２０年くらい前から既に空いていたということですので、倉庫は一昨年まで業者さんが倉庫として使っていたということです。この建物を建てられたのは、●●●●さんの先代のおじいさんが建てられたと言っておられました。今回は共同住宅ということで、この近辺には小学校や高校等があり、アパートの需要が認められる所から、今回この共同住宅を建てられるということです。申請地の西側については県道、北側と南側は宅地、東側は畑に面してしまして、畑に面している農地の所有者には同意を頂いております。また、隣地境界についてはフェンスを設置して、周囲に被害を及ぼすことがないようにしたいということです。排水については、合併浄化槽を経由して側溝へ排出する計画ということでした。ご覧のように顛末書も出ております。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

●番委員 共同住宅の建設ということで３筆ありまして、現在建っているという話でしたが、これは全部取り壊すということですか。

会 長 新たにここへ建てられるということです。

●番委員 わかりました。

会 長 他に、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 都野津町 》

会 長 日程第 3、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページをご覧ください。場所は位置図の 3 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。それと●●●●さん、同じく会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を取得して個人住宅を建てたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●千円、担当委員は深野委員です。工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図は 3 ページをご覧ください。左上に都野津町西交差点がありまして、右から左下へ走っているのが 9 号線で、交差して右下斜めに走っているのが県道皆井田江津線です。この交差点を約 300m 進んだ右側に●●●●という喫茶店があります。そこを左折して突き当たりを右折して、更に左折しますと申請地がございます。現地を確認しましたが、耕作をされている状況ではありませんでした。申請地の右側にも住宅が建っておりまして、この位置図には載っておりませんが、周りはだんだん宅地化されている場所です。●●●●の土地区画整備事業が行われた土地の一角でありますので、周りに影響を与える等のことは無いと思われます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページをご覧ください。場所は位置図の 4 ページをご覧ください。農地の所在は都●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積は●●●㎡です。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、会社員の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を取得して個人住宅を建てたいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a あたり●●●●千円、担当委員は深野委員です。工期は許可の日から●●●●です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 先程の申請地は、都野津西交差点から 300m くらい跡市方面へ進んだ所でしたが、今度は 500m くらい進んだ所の右側に位置します。県道皆井田江津線に接していまして、売地という看板が立っています。●●●●建設の看板も立っていますので、●●●●建設が間に入って斡旋をされたのではないかと思います。周囲には木が植えてありまして、サツマイモが植えてあるような土地です。周りは宅地化もしておりますし、先程も言いましたように●●●●の土地区画整備が行われている土地で、いずれ将来は宅地という土地でありますので、問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

非農地証明願

《 渡津町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 3 号「非農地証明の 1」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 5 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●25 と●●●●です。登記簿は畑で現況は山林です。面積は●●●㎡と●●●㎡で合計●●●㎡です。権利の種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず、山林となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の佐々木英夫委員と、農地利用最適化推進委員の野村委員です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は 5 ページです。それと非農地証明①の写真をご覧ください。特に写真を見て頂きますと、毎回この写真が出ておりまして、今年に入っても 3 月、5 月、6 月それから今回と 4 回目です。6 月の総会においても今回も、●●●●と●●●●の番地となっておりますが、6 月の総会では●●●●の番地でした。ほとんどの周辺が毎回出ておりまして、説明に苦労するのですが、いずれにしましても、この採石場に関わる周辺になりますので、特にこれ以上ございません。以上です。

会 長 それでは、野村推進委員より調査結果の報告をお願いします。

野村推進委員 今、佐々木委員が言われた通りですが、今回申請者の●●●●さんから話が聞けました。この地図にありますように下に●●●●がありまして、採石の会社ですが、この採石場の山をどんどん削っていきまして、もうすぐ畑に当たるということです。この辺一帯はもう●●●●方で採石の場所にするということです。長年、申請者の●●●●さんもこの申請地には行ったことが無いそうです。昔の人はよく上がって作っていたという話ですが、いずれにしても荒れた土地ですので、やむをえないかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の１については、証明することに決しました。

会 長 その他については、総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第５回江津市農業委員会総会を閉会いたします。

〔 閉会 午前 10 時 00 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員